

基発 0401042 号

平成20年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

### 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が平成20年3月18日に公布され、本日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 1 通勤災害保護制度の見直し

##### (1) 改正の趣旨

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていること、また、平成19年4月18日の大阪高裁判決（義父の介護のため通勤経路を逸脱した労働者に対する休業給付不支給決定を取り消すものとする判決）を踏まえ、通勤災害保護制度について見直しを行うこととしたものである。

##### (2) 改正の内容

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第8条に定める日常生活上必要な行為として、新たに「要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）」を加えるものである。（改正省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（以下「新施行規則」という。）第8条関係）

要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、常時介護を必要とする状態に関する判断は、昭和48年11月22日付け基発第644号（以下「644号通達」という。）の別紙「通勤災害の範囲について」別表「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」によるものとする。

### (3) 経過措置

この改正は、改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第2号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例によるものとする。

### (4) 関係通達の改正

644号通達別紙「通勤災害の範囲について」中「4 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」の下に次の一号を加える。

5 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

また、同通達別紙中7②（二）の号の下に次の一号を加える。

（ホ）「要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）」とは、例えば、定期的に、帰宅途中に一定時間父の介護を行うために父と同居している兄宅に立ち寄る場合等が該当する。

「介護」とは、歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与するという意である。同居している者の介護を行う場合としては、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する施設サービスが提供されない施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）に一時的に入所している者を介護する場合等が想定される。また、「扶養」とは、主として当該労働者が経済的援助をすることにより生計を維持させることをいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の「扶養親族」の「扶養」と同義である。「継続的に又は反復して」とは、例えば毎日あるいは1週間に数回など労働者が日常的に介護を行う場合をいい、初めて介護を行った場合は、客観的にみてその後も継続的に又は反復して介護を行うことが予定されていればこれに該当する。

### (5) その他

通勤と子の養育との関係については、644号通達において、「他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親せき等にあずけるためにとる経路などは、（中略）、合理的な経路となるものと認められる」とされているところである。また、労働者が通勤の途中において、入院している子供の世話をを行うために病院に立ち寄る場合については、当該行為が家族の衣、食、保健、衛生、教養のための行為であれば、労災則第8条第1号に定める「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するものである。

## 2 二次健康診断等給付の見直し

### (1) 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく定期健康診断等（以下「定期健康診断等」という。）の健康診断の項目については、作業関連疾患である脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、新たな医学的知見を踏まえ、見直しが行われたところである。（平成19年7月6日公布、平成20年4月1日施行）

これに伴い、定期健康診断等における異常の所見を要件として給付を行う労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断等給付についても、所要の整備を行うものである。

## （2）改正の内容

### 1 二次健康診断等給付の支給要件について（新施行規則第18条の16第1項関係）

労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断された労働者に対しては二次健康診断等給付を行うこととなること、当該一次健康診断における検査項目を次のように改めるものである。

イ 血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を定めること。

ロ BMIの測定を腹囲の検査又はBMIの測定に改めるものとする。

### 2 二次健康診断の検査項目について（新施行規則第18条の16第2項関係）

二次健康診断として行う脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査項目について、空腹時の血清総コレステロールの量の検査に代えて、空腹時の低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を定めるものである。

## （3）経過措置

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第96号）の施行の日（平成20年4月1日）前に、一次健康診断を受けた者に係る二次健康診断等給付に係る検査については、なお従前の例によるものとする。

## （4）関係通達の改正

平成13年3月30日付け基発第233号通達及び基発第234号通達中「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）」に、「BMI（肥満度）の測定」を「腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定」に改めるものとする。

## 3 職場意識改善助成金の創設

### （1）改正の趣旨

近年の労働時間の現状を見ると、週60時間以上の長時間労働者の割合が高水準となっており、特に30代男性で高くなっている。また、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。

この状況を是正するためには、労使が労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組むことが重要であるため、労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小事業主に対する支援策として、「職場意識改善助成金」を創設することとしたものである。

## (2) 改正の内容

労災則第28条を新設し、次のいずれにも該当する中小事業主に助成金を支給すると定めるものである。(新施行規則第28条関係)

1 次のいずれにも該当する中小事業主であると都道府県労働局長が認定すること。

イ 労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善(以下「職場意識改善」という。)に積極的に取り組むこと。

ロ 次のすべての措置を記載した職場意識改善計画を作成し、都道府県労働局長に届け出ていること。

### (a) 実施体制の整備

① 労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備

② その雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

### (b) 職場意識改善の措置

① その雇用する労働者への職場意識改善計画の周知

② 職場意識改善のための研修の実施

### (c) 労働時間等の設定の改善のための措置

① 年次有給休暇の取得の促進のための措置

② 所定外労働の削減のための措置

③ 次のいずれかの措置

(i) 労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ii) 子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(iii) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置

2 職場意識改善計画に基づく措置を効果的に実施したと認められること。

3 措置の実施の状況を明らかにする書類を整備していること。

(参考)

昭和48年11月22日基発第644号通達別紙「通勤災害の範囲について」新旧対照表(抄)

改正後	改正前
<p>さらに、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものは、労災保険法施行規則第8条において、次のように定められている。</p> <p>「法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)</u>」</p>	<p>さらに、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものは、労災保険法施行規則第8条において、次のように定められている。</p> <p>「法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。</p> <p>1～4 (略)」</p>
<p>7 「逸脱」、「中断」及び「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」の意義</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ)「<u>要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)</u>」とは、例えば、定期的に、帰宅途中に一定時間父の介護を行うために父と同居している兄宅に立ち寄る場合等が該当する。</p> <p>「<u>介護</u>」とは、<u>歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与する</u>という意である。<u>同居している者の介護を行う場合としては、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第23項に規定する施設サービスが提供され</u></p>	<p>7 「逸脱」、「中断」及び「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」の意義</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p>

ない施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）に一時的に入所している者を介護する場合等が想定される。また、「扶養」とは、主として当該労働者が経済的援助をすることにより生計を維持させることをいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の「扶養親族」の「扶養」と同義である。「継続的に又は反復して」とは、例えば毎日あるいは1週間に数回など労働者が日常的に介護を行う場合をいい、初めて介護を行った場合は、客観的にみてその後も継続的に又は反復して介護を行うことが予定されていればこれに該当する。

平成13年3月30日基発第233号通達「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第1 二次健康診断等給付の創設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 二次健康診断等給付の支給要件（新          労災法第26条第1項及び新労災則          第18条の16第1項関係）</p> <p>(略)</p> <p>ア 一次健康診断の結果、次に掲げる検          査のすべての項目において医師に          による異常の所見（以下「給付対象          所見」という。）が認められた場合          に支給されること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 血中脂質の検査</p> <p>次の検査のいずれか1つ以上とす          る。</p> <p>・ <u>低比重リポ蛋白コレステロール</u>  <u>(LDL コレステロール)</u></p> <p>(略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>腹囲の検査又はBMI（肥満度）</u>  <u>の測定</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第1 二次健康診断等給付の創設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 二次健康診断等給付の支給要件（新          労災法第26条第1項及び新労災則          第18条の16第1項関係）</p> <p>(略)</p> <p>ア 一次健康診断の結果、次に掲げる検          査のすべての項目において医師に          による異常の所見（以下「給付対象          所見」という。）が認められた場合          に支給されること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 血中脂質の検査</p> <p>次の検査のいずれか1つ以上とす          る。</p> <p>・ <u>血清総コレステロール</u></p> <p>(略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>BMI（肥満度）の測定</u></p> <p>(以下略)</p>
<p>(2) 二次健康診断等給付の範囲</p> <p>ア 二次健康診断（新労災法第26条第2          項第1号及び新労災則第18条の16第          2項関係）</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 空腹時の<u>低比重リポ蛋白コレステロ          ール (LDL コレステロール)</u>、高比重リ          ポ蛋白コレステロール (HDL コレステ          ール) 及び血清トリグリセライド（中性          脂肪）の量の検査（空腹時血中脂質検査）</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) 二次健康診断等給付の範囲</p> <p>ア 二次健康診断（新労災法第26条第2          項第1号及び新労災則第18条の16第          2項関係）</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 空腹時の<u>血清総コレステロール</u>、高          比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレ          ステロール) 及び血清トリグリセライド          （中性脂肪）の量の検査（空腹時血中脂          質検査）</p> <p>(以下略)</p>

(5) 都道府県労働局長が病院又は診療所を指定する際の手続（新労災則第11条の3第2項及び第3項関係）

(略)

ウ 指定選考基準は次のとおりであること。

(ア) 物的要件

(略)

a 下記の検査を行うことができる血液検査器具

低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量、血中グルコースの量、ヘモグロビンA<sub>1c</sub>

(以下略)

(5) 都道府県労働局長が病院又は診療所を指定する際の手続（新労災則第11条の3第2項及び第3項関係）

(略)

ウ 指定選考基準は次のとおりであること。

(ア) 物的要件

(略)

a 下記の検査を行うことができる血液検査器具

血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量、血中グルコースの量、ヘモグロビンA<sub>1c</sub>

(以下略)



平成13年3月30日基発第234号通達「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」別添1「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>(指定選考基準)</p> <p>第9条 給付医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。</p> <p>(物的要件)</p> <p>1 二次健康診断等給付に相応した次に掲げる医療器具を具備しているものであること。ただし、(1)及び(3)の器具により行った採血及び採尿を分析する器具を具備する必要はない。また、第6号の要件を備えることにより、(4)の医療器具を具備しないことができる。</p> <p>(1)下記の検査を行うことができる血液検査器具  <u>低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール)</u>、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量、血中グルコースの量、ヘモグロビン A<sub>1c</sub></p> <p>(以下略)</p>	<p>(指定選考基準)</p> <p>第9条 給付医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。</p> <p>(物的要件)</p> <p>1 二次健康診断等給付に相応した次に掲げる医療器具を具備しているものであること。ただし、(1)及び(3)の器具により行った採血及び採尿を分析する器具を具備する必要はない。また、第6号の要件を備えることにより、(4)の医療器具を具備しないことができる。</p> <p>(1)下記の検査を行うことができる血液検査器具  <u>血清総コレステロール</u>、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量、血中グルコースの量、ヘモグロビン A<sub>1c</sub></p> <p>(以下略)</p>

平成13年3月30日基発第234号通達「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」別添2「労災保険二次健康診断等給付担当規程」新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>(二次健康診断等給付の担当の範囲)</p> <p>第2 健診給付医療機関が担当する二次健康診断等給付の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 二次健康診断</p> <p>(1)空腹時の<u>低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール)</u>、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査</p> <p>(以下略)</p>	<p>(二次健康診断等給付の担当の範囲)</p> <p>第2 健診給付医療機関が担当する二次健康診断等給付の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 二次健康診断</p> <p>(1)空腹時の<u>血清総コレステロール</u>、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査</p> <p>(以下略)</p>